

## 熱海市公募型見積合せ執行公告

下記の業務委託について、見積合せを行うので、熱海市契約規則（平成20年熱海市規則第16号）第7条の規定に基づき公告し執行する。

令和8年2月25日

熱海市長 齊 藤 栄

### 記

- 1 見積合せ執行者 熱海市長 齊 藤 栄
- 2 見積合せに付する事項
  - (1) 見積番号 都(委)見積第26号
  - (2) 業務委託名 熱海市図面作成業務委託（単価契約）
  - (3) 委託箇所 熱海市全域（道路・河川等）
  - (4) 委託内容 図面作成業務一式
  - (5) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
  - (6) 予定価格 事後公表
- 3 見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 熱海市建設工事等競争入札参加資格「測量・建設コンサルタント等」に登録があるもの。
  - (3) 対象建設業務の委託に係る許可及び資格（土木関係建設コンサルタントの部門）を有すること。
  - (4) 静岡県東部に営業所を有すること。
  - (5) 公共団体からの図面作成業務（ただし、単価契約の業務に限る。）の元請としての受注実績が静岡県内にあること。
  - (6) 配置予定主任技術者は、技術士（総合技術監理部門：建設又は建設部門）、博士（土木工学に関する研究）、RCCM（道路又は河川、砂防及び海岸・海洋）、土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）のいずれかの資格を有する者であること。
  - (7) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定による営業停止期間中でないこと。
  - (8) 熱海市工事請負契約等及び物品調達等の入札参加資格に係る指名停止等措置要綱（平成4年11月25日告示第49号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- 4 見積合せ説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法  
熱海市ホームページ等により配信する。
- 5 仕様書等の配布期間、配布場所及び配布方法
  - (1) 配布期間 令和8年2月25日（水）から 見積合せ執行日の前日まで
  - (2) 配布方法 熱海市ホームページ等により配信する。
- 6 見積合せ参加資格確認申請書の提出  
（様式第1号見積合せ参加資格確認申請書及び指定添付書類）  
見積合せに参加を希望する者は、次により申請書を提出すること。  
ただし、見積合せ参加資格の確認は、見積合せ前に実施する見積合せ参加資格の詳細な

確認を以って確定するものとする。

- (1) 提出期間 令和8年2月25日(水)から令和8年3月6日(金)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後4時  
※FAXまたは持参とする。
- (2) 提出場所 熱海市中央町1番1号  
熱海市役所 観光建設部 都市整備課  
電話 0557-86-6410  
FAX 0557-86-6429

## 7 見積合せ手続等

- (1) 見積書の提出 郵送による見積書の提出は認めない。
- (2) 見積合せ執行日時 令和8年3月18日(水) 午前10時30分
- (3) 見積合せ執行場所 熱海市中央町1番1号  
熱海市役所 第1庁舎 4階 第2会議室  
電話 0557-86-6410
- (4) 見積合せに必要な書類  
見積書、見積合せ参加資格確認通知書、委託費積算資料  
※委託費積算資料については、市から請求された場合提出できるようにすること。  
委任状(代表者から委任を受けた場合)、委任状に押印した印鑑(認印)
- (5) 契約保証金 有り(落札後、保証の種類を申し出ること。)
- (6) 見積合せの無効  
本公告に示した見積合せに参加する者に必要な資格のない者の行った見積合せ、見積合せ参加資格確認申請書若しくは見積合せ参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った見積合せ又は建設工事競争契約入札心得において示した条件等見積合せに関する条件に違反した見積合せは、無効とする。

## 8 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な見積合せを行った見積者を落札者とする。

## 9 その他

- (1) 見積書は、当市指定様式を使用すること。
- (2) 見積合せ参加資格確認申請書指定添付書類：詳細は見積合せ説明書による
- (3) 前払金 無し、部分払金 有り
- (4) 災害等が発生した場合、またはその影響により、当市が見積合せ執行に支障をきたすと判断した場合は、見積合せの執行を延期または中止とする。
- (5) 当該契約は、新年度予算の議決を得たとき令和8年4月1日に有効に成立する。
- (6) 照会窓口は、熱海市役所 都市整備課(電話番号0557-86-6410)とする。